



令和 8 年 2 月 1 7 日
不動産・建設経済局
大臣官房参事官（建設人材・資材）付

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について ～今回の引き上げにより、14 年連続の上昇～

- 令和 7 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和 8 年 3 月から適用します。

【改定後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比 4.5% 引き上げられることになります。（資料 1）
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成 25 年度の改定から 14 年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が 25,834 円となり、初めて 25,000 円を超えました。（資料 2）
- 3 公共工事設計労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。

【問合せ先】

不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）付
企画専門官 小杉（内線：24863）、指導調整係長 木藤（内線：24865）
（電話）03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

ポイント

・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全 国

全 職 種 (25,834円) 令和7年3月比 ; + 4 . 5 %
主 要 1 2 職 種 ※ (24,095円) 令和7年3月比 ; + 4 . 2 %

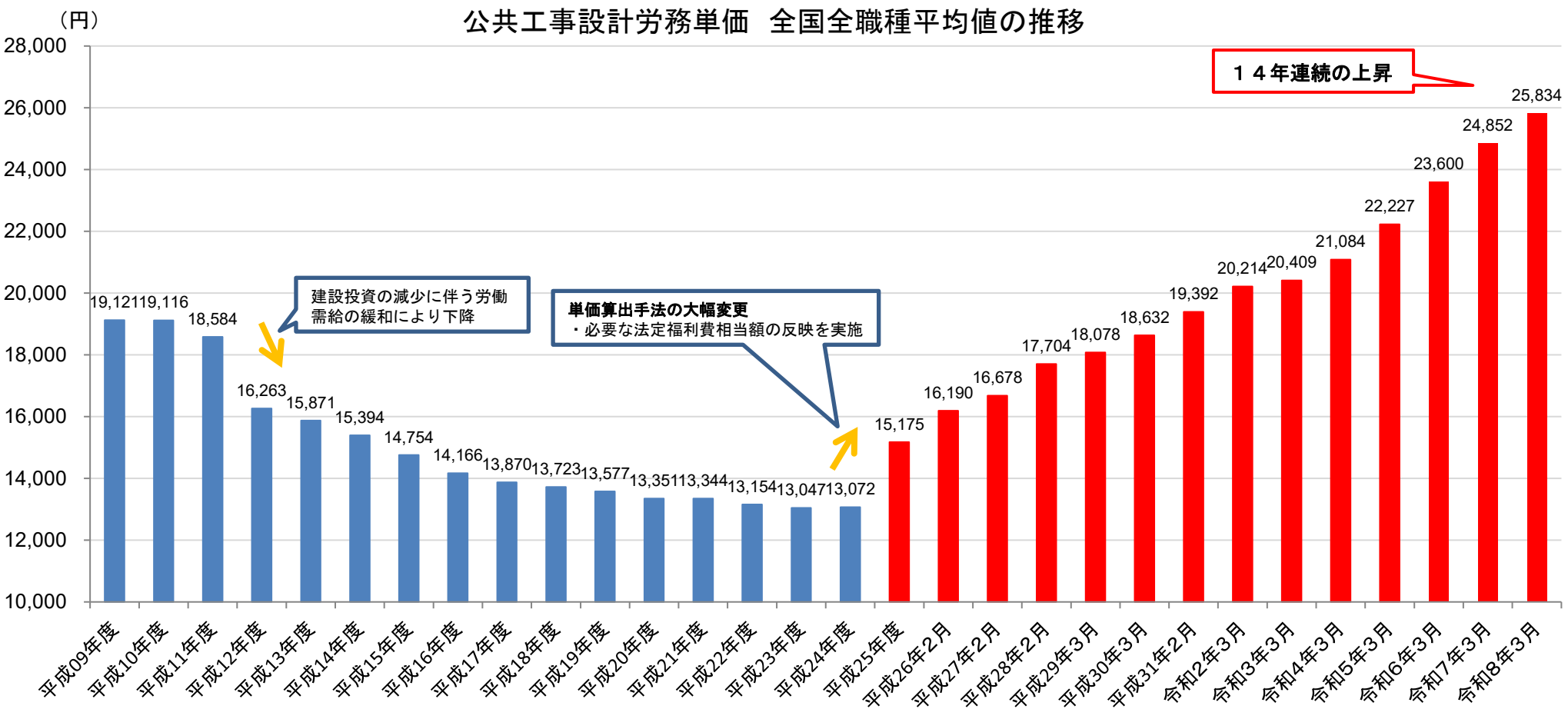
主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 （ 一 般 ）	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交 通 誘 導 警 備 員 A	18,911円	+5.8%
運 転 手 （ 特 殊 ）	29,442円	+4.8%	交 通 誘 導 警 備 員 B	16,749円	+6.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9% → +6.0% → +4.5%														+94.1%
主要12職種	+15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2% → +5.6% → +4.2%														+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

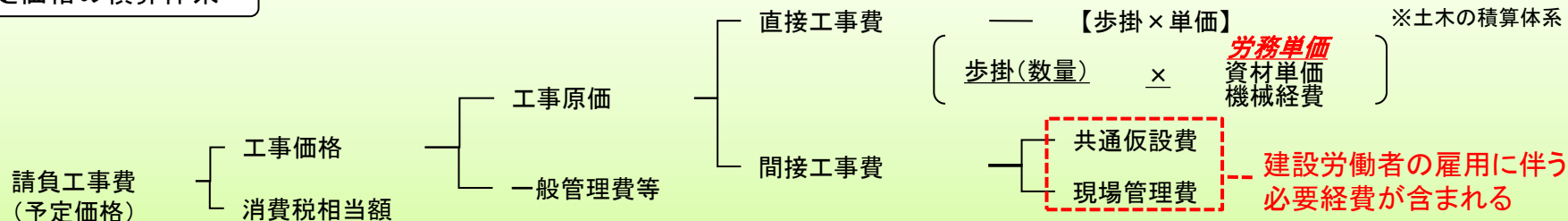
建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

制度概要

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設技能者の賃金相当額であって、建設労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※建設労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

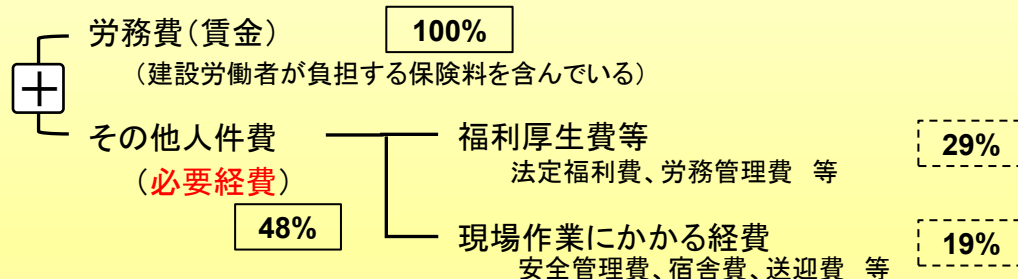
予定価格の積算体系※



課題

建設技能者が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、建設労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**建設労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

建設労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、実態調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる建設労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A	...
△△県	21,500 (30,200)	18,700 (26,300)	
□□県	22,200 (31,200)	17,300 (24,300)	

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**、工事施工にあたる**企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引くことは不当行為**

※イメージ図

